

【件名】A C T 政府による制限緩和措置の発表（その 2）（新型コロナウイルス（COVID-19）関連）

【ポイント】

● 5 月 1 2 日，A C T 政府は，同月 1 5 日午後 1 1 時 5 9 分から実施する制限緩和措置を発表しました。

【本文】

A C T 政府は，5 月 1 5 日午後 1 1 時 5 9 分から実施する制限緩和措置を以下のとおり発表しました。これは，5 月 8 日の緩和に追加で実施されるものです。

- 1 レストランやカフェなどで物理的距離が保てる場合は 1 0 人までの着席が可能。
- 2 市内のプレイグラウンド，屋外フィットネスエリア，ドッグパーク，スケートパーク，バーベキューエリアなどの公共施設の再開。
- 3 コミュニティセンター，コミュニティ施設，青少年センターの 1 0 人までの利用（屋内スポーツは除く）。
- 4 図書館の再開（4 平米に 1 人のルールが適用される）。
- 5 公園と自然保護区の再開（ナマジ国立公園は閉鎖中）。

詳細は下記をご参照ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/faqs-changes-to-restrictions-12-may-2020>

5 月 8 日午後 1 1 時 5 9 分から実施されている 1 回目の制限緩和については下記をご参照ください。

<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100052842.pdf>

（メール発信者）

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244（代表）

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては，下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

A C T 政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス専用サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス専用サイト（日本語）：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス専用サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はA C T（首都特別地域）を管轄しておりますが、それぞれの州政府の規制や政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館（N S W州，N T（北部準州）管轄）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館（V I C州，S A州，T A S州管轄）

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館（Q L D州管轄）

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館（W A州管轄）

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>